

### 元気な地域を育む本～地域づくりのガイド～を発行しました！

元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業

#### ■ 元気な地域を育む本～地域づくりのガイド～について

平成16年から実施してきた「元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業」が10年目の節目を迎えるにあたり、「地域づくりのガイド」として、地域づくりの初心者の方をはじめ、ある程度地域づくりに取り組まれている方にも利用していただけるようなガイドブックを作成し、平成26年8月に発行しました。詳しくは下記HPに掲載しておりますので是非ご覧下さい。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/gaido.html>

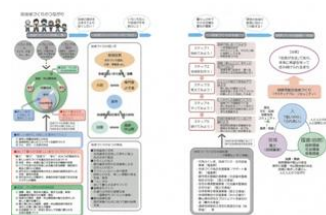


#### ■ ガイドブックの使い方

##### 福島県の地域づくり (P.4、5)

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所による状況の変化を考慮して、見開きで福島県の地域づくりの考え方をまとめました。

地域づくりを進めるにあたり地域づくりの考え方を確認する際に、また地域の方に福島県の地域づくりについて説明する際にご活用下さい。



##### 地域づくりの手順 (P.7～)

地域づくりは一気に進むものではなく、地域での話し合いや計画づくり・活動の実施など、いくつかのステップを踏んでいくもので、地域づくりの流れをまとめましたので、具体的にどのように取り組んでいけばいいのかお悩みの際には参考として下さい。



##### 地域づくりの支援策 (P.14～)

実際に地域づくりを進めて行くには、地域の実情や課題に応じてソフト・ハードの両面から様々な事業制度を有効に活用することが重要です。地域づくりのきっかけ・悩み別に支援策をまとめました。

また、最新の助成・支援制度はまちづくり推進課のHPに随時アップしておりますので、ご確認下さい。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/>



##### 地域づくりの事例 (P.24～)

県内の地域づくりに取り組む地域のうち、参考となるような異なる着眼点の8つの事例を深掘りしてとりまとめしておりますので、地域づくりの参考として下さい。

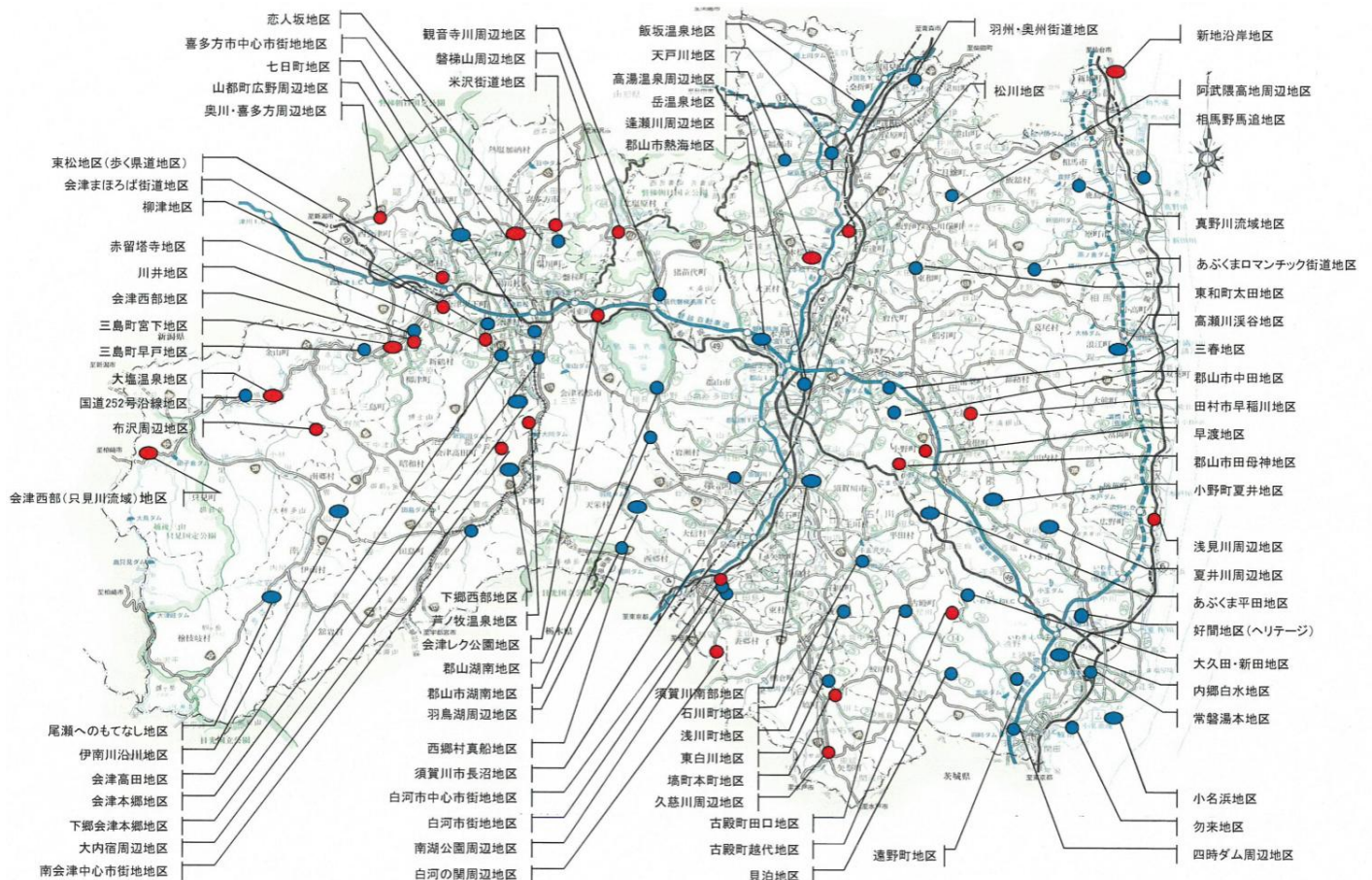


■ 元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業の実施箇所（81地区）について

5年目にあたる平成20年度に作成した「地域の元気を育む本」は、元気ふくしま事業の実施箇所の事例のとりまとめが中心となっております。

今回もその後の5年間の経過を踏まえ事例の更新を行っておりますが、今回は参考資料としてホームページ上で掲載しましたので、そちらをご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/gaido.html>



## 中心市街地活性化法・関係法令の改正について

平成26年5月に中心市街地活性化法、平成26年7月に施工令が改正され、認定要件の緩和等が措置されましたのでお知らせします。

■ 中心市街地活性化法の概要

- ・ 市町村が中心市街地活性化基本計画を策定し、内閣総理大臣による認定。
- ・ 認定基本計画へは重点的な支援がある。

市街地の整備改善 都市福利施設の整備

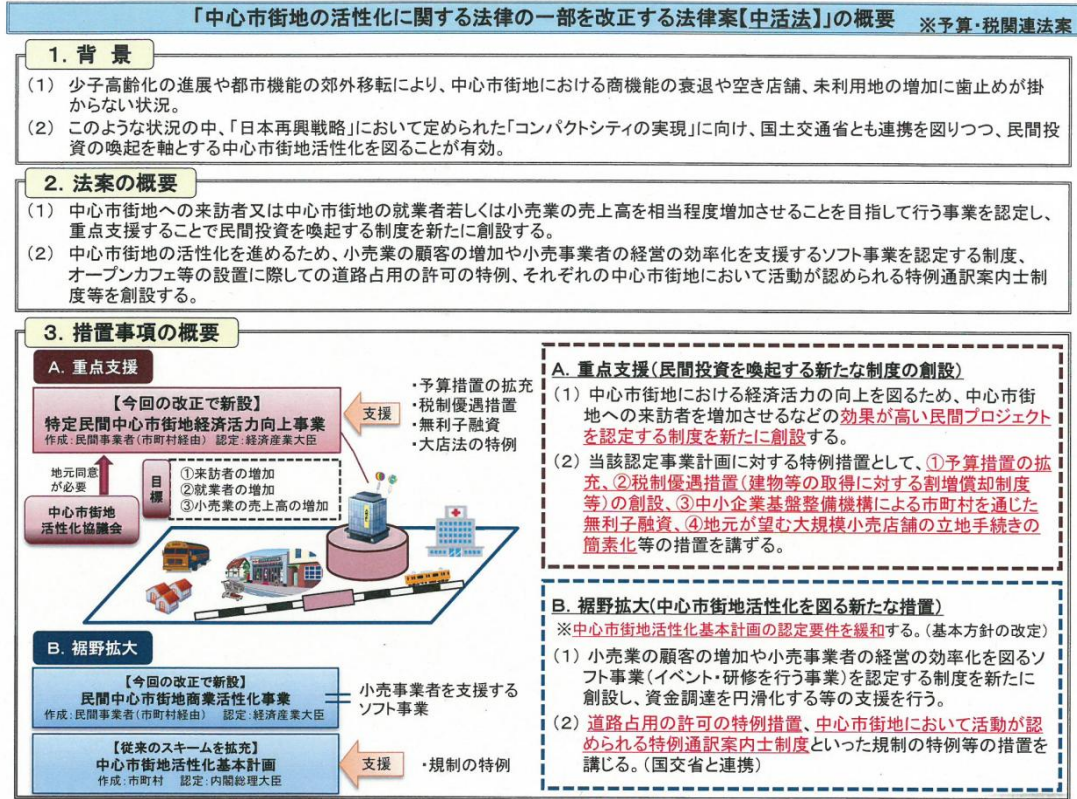
まちなか居住の推進 経済活力の向上

- ・ 県内では白河市（2期）、福島市、須賀川市が認定を受けている。



■ 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の概要

- ・ 背景 → 「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とする改正。
- ・ 措置事項として
  - ① 【重点支援】 民間投資を喚起するための新たな制度の創設
  - ② 【視野拡大】 中心市街地活性化を図る新たな措置



■ 中心市街地活性化施策の強化の概要 ～ ① 【重点支援】 ～

- (1) 特定民間中心市街地活性化向上計画の認定制度の創設
  - ・ 要件 → 意欲的な数値目標の達成 周辺地域の経済活力向上の十分な波及効果 地元住民等の強いコミットメント 立地適正化計画がある場合は適合あり
- (2) 申請から認定まで
  - ・ 申請者が市町村を通じて経済産業局へ送付。認定は経済産業省で行う。
- (3) 支援措置
  - ・ 法律によるもの
    - 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村と強調して、80%以内まで必要資金を無利子貸付するもの。(最大で中小機構が64%市町村が16%)
    - 2 申請する事業者が大規模小売店舗を立地する事業である場合、大規模小売店舗立地に基づく届出等の手続きを撤廃。
  - ・ 予算措置 → 中心市街地再興戦略事業補助金(ハード整備)の上限を引き上げ戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金
  - ・ 税制優遇措置 → 割増償却制度(5年間、割増率30%)  
登録免許税の税率を1/2軽減
  - ・ 低利融資制度 → 日本政策金融公庫から貸付利率を引き下げ

## ■ 中心市街地活性化施策の強化の概要 ～ ② 【視野拡大】 ～

### (1) 内閣総理大臣の基本計画認定の要件緩和

- ・ これまでは、「市街地の整備改善」「商業等の活性化」「都市福利施設の整備」「居住環境の改善」の4つの事業を同時に実施することが原則
- ・ **要件緩和により、4つの事業が必須でなくなり、新たな事業等を必要としないと判断される事項については、合理的な理由が記載されていれば、基本計画に新たな事業等を記載する必要がなくなった。**

→ 小規模な市町村でも中心市街地の活性化に取り組みやすくなった。

### (2) 中心市街地活性化協議会の機能の明確化

- ・ 中心市街地活性化協議会（商工会議所、まちづくり会社等で構成）について、基本計画の策定や見直しの提案を市町村に対して自ら積極的に行うことができ、市町村は提案を受けた場合、これを積極的に応じて尊重することが重要である旨を明記。

### (3) 中心市街地の柔軟な区域設定

- ・ 中心市街地は、原則として一市町村に一区域の設定が望ましいが、**複数の拠点を一区域とみなすことができる。**

→ 同一市町村でも複数の区域を設定できる。

### (4) 中心市街地の商業活性化を支援するソフト事業を認定する制度の創設

- ・ 事業者の信頼度の向上を目的として、まちづくり会社等が行うイベントや研修事業を経済産業大臣が認定し、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を図る。

### (5) 道路の占用の特例制度の創設

- ・ 要件として、**市町村が基本計画に道路の占用許可に関する事項を記載する。あらかじめ道路管理者及び都道府県公安委員会の同意を得る必要がある。**
- ・ 無余地性の基準が適用されず、対象物件として、**広告塔、看板、食事施設、露店、自転車**を賃貸する事業の用に供する**自転車駐車器具**。

#### 活用事例

##### 【大通すわろうテラス(北海道札幌市)】

- 札幌大通地区における「まちの賑わいを創出する」ことを目的として、札幌大通まちづくり株式会社を中心となり、「人の交流と新たな賑わいづくり」をテーマとした多目的施設としてオープンカフェや購買施設、広告塔を一体的に整備。
- まちづくり会社が、エリア全体で持続的にまちに再投資するための収益事業の一つとして実施。

- 「期間限定の店舗を通じて、ともにまちの構成員となる」が基本コンセプト。
- カフェや軽食販売、アートワークの展示・物販をはじめ、ワークショップやミニセミナーなど、様々な用途に対応。

※「大通すわろうテラス」は、まちづくり会社を中心となり、地元商店街、道路管理者、警察等の関係機関との綿密な調整を行った上で実現。

※「大通すわろうテラス」は、都市再生特別措置法に規定されている同様の特例を活用。



<オープンカフェ>



<広告塔>



<群馬県高崎市：オープンカフェ“高カフェ”>



## (6) 通訳案内士法の特例制度の創設

- ・通訳案内士法の特例を措置し、通訳案内士・地域限定通訳案内士でない者であっても、一定の区域内において、地方公共団体の実施する研修を終了することで有償ガイド行為を可能とする。(特例ガイド)

## (7) 市町村に対する規制解釈等の回答制度

- ・基本計画の作成又は変更を考えている市町村は、中心市街地を実施しようとする事業等に関する規制の解釈について、関係行政機関又は内閣官房(地域活性化統合事務局)に確認できる。

※ 詳しくは、経済産業省の下記HPを参考にしてください。

<http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140212001/20140212001.html>

## 歩く県道の道普請が土木学会の“市民普請大賞”で入賞しました！

元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業(会津若松建設)

### ■ 歩く県道の道普請とは

会津若松建設事務所では、峠部の自動車交通不能区間のうち、古来より人の往来があり歴史を体感しながら散策できるよう、「歩く県道」として平成23年度から元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業において、地元の方々と一緒に修繕等に取り組んでいます。

この道普請は、地元の方々やボランティアの参加者でも容易に施工、修繕が可能な工法を探り、その技術を継承していくことを目的としています。

なお、地元の方々には、この「歩く県道」を活用したウォーキング大会を例年開催しているところですが、さらなる活動として、ロングトレイル\*開催の準備を進めています。

ロングトレイル\*…登山道や林道、古道などをつなぎ合わせた自然歩道を歩きながら、歴史や食文化なども楽しむこと



■ 市民普請大賞とは

土木学会100周年記念事業として、私たちの暮らしに不可欠な公共施設を身近なものにする活動を賞揚するために土木学会により「市民普請大賞」が創設されました。

歩く県道の取り組みを会津若松建設から「市民普請大賞」に応募し、書類による予備選考を通過し、8月23、24日の一次選考で地元の方と一緒にプレゼンテーションを行い、最終選考の5件には選定されなかったものの見事入賞を果たしました。

今回の入賞は、この活動に取り組んでこられた皆さんの励みになると考えられ、今後の活動の広がりを期待するところです。



■ 今年度の道普請の予定

地元の方々、東北芸術工科大学の皆さん、県・町村職員が、各峠で丸太や木の枝を利用した土留工や丸太や石を利用した横断側溝工等の作業を行います。

①	美女峠（びじょとうげ） （県道 小林会津宮下停車場線）	9月9日（火） 午前9時～午後3時（実施済）
②	吉尾峠（よしゅうとうげ） （県道 小林会津宮下停車場線）	9月19日（金） 午前9時～午後3時（実施済）
③	銀山峠（ぎんざんとうげ） （県道 会津若松三島線）	9月29日（月） 午前9時～午後3時（予定）
④	東松峠（たばねまつとうげ） （県道 別舟渡線）	10月11日（土） 午前9時～午後3時（予定）
		10月12日（日） 午前9時～午後0時（予定）





## 「第10回羽州街道交流会 桑折大会」が開催されました

「羽州（うしゅう）街道」は奥州街道と並ぶ東北の二大街道のひとつで、桑折町で奥州街道から分かれ、国見町、宮城県七ヶ宿、山形、秋田と進み、青森の油川でまた奥州街道に合流する約497kmの街道です。江戸時代の文人墨客である菅江真澄（すがえますみ）や松尾芭蕉を始め、克明な日本地図を著した伊能忠敬、幕末の思想家・吉田松陰、イギリスの女性旅行家イザベラ・バードなどが歩いています。

「羽州街道交流会」は、羽州街道沿線で活動する団体や個人の交流を通して、各地域のまちづくり活動の活性化を目的に毎年開催されておりますが、記念すべき10年目にあたる今年は、起点である桑折町で平成26年7月19日（土）～20日（日）に開催されました。

まず開会前に、歓迎行事として「江戸時代の羽州街道の様子」が再現されました。町のおもてなし処「桑折御蔵」の皆さんが街道を行きかう旅人・飛脚・武士などに扮し、また町の児童館の子どもたちが元気に昔遊びを披露して、賑わう街道の当時の姿を再現しました。舞台上の茶屋などの本格的なセットは、町建設業連合組合の皆さんの手づくりだそうです。

町郷土史研究会・鈴木文夫会長、大内宿結の会・吉村徳男顧問の講演の後、「街道が繋いだもの、繋ぐもの」をテーマに、コーディネーターの高橋町長、5人のパネラーによるパネルディスカッションが行われ、今後のまちづくりに有効な意見・提案が出されました。詳細は桑折町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/3/201400719-ima.html>

まちづくり推進課としては、このような広域連携や交流拡大のまちづくりをハード・ソフト両面から支援してまいります。



# 「東北 歴史まちづくりサミット2014」が開催されます

地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを進めるため、地域の固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

白河市のほか、全国46市町が認定を受けまちづくりを進めており、今般、青森県弘前市を会場に「東北歴史まちづくりサミット2014」が開催されることとなりましたのでお知らせします。

- 日時 平成26年10月21日(火)  
14:00~16:45
- 会場 青森県弘前市 弘前文化センター
- 申込先 弘前市都市政策課  
メール toshiseisaku@city.hirosaki.lg.jp  
FAX 0172-35-3765  
(10/10 申込期限、当日参加も可)



このサミットは、東北の歴史的風致維持向上計画の認定を受けた弘前市、白河市、多賀城市、鶴岡市の認定4市の首長が一堂に会し、地域間の連携を強化することにより、新たな地域活性化の活力を見出すとともに、より良い地域の発展に資することを目的としています。

それぞれの地域のまちづくりに参考となるサミットですので、皆様ぜひ御参加下さい。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055b/>  
(県まちづくり推進課へリンク)



## 土木部メールマガジン登録随時受付中!!!

福島県土木部では、土木部メールマガジンとして、定期的に土木部の取り組みや情報を発信しております。まちづくり瓦版、地域のイベント情報も合わせて発信しております。

土木部メールマガジン(無料)の登録をご希望される方



- 1 土木部メルマガ希望または解除
- 2 お住まいの市町村

1, 2を記入の上、  
doboku\_mailmagazine@pref.fukushima.lg.jp  
まで希望する旨ご連絡下さい。

【発行元】 福島県土木部まちづくり推進課  
〒960-8670 (住所記載不要です)  
TEL 024-521-7511  
FAX 024-521-7956  
e-mail [machizukuri@pref.fukushima.lg.jp](mailto:machizukuri@pref.fukushima.lg.jp)  
URL <http://www.pref.fukushima.jp/sec/41055b/>